

国の出先機関の見直しに関する中間報告(概要)

位置付け

「第1次勧告」で示した国の出先機関の「事務・権限の仕分け」の考え方を具体化
国の出先機関の「組織の見直しの方向」を明示

➡ 第2次勧告(本年未予定)へ

基本的考え方

国と地方の役割分担の抜本的見直し(住民に身近な行政は地方へ)
行政の重複の徹底排除 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
地域の民主主義に基づくガバナンス(統治)の充実

経緯

経済財政諮問会議が15系統の「国の出先機関の大胆な見直し」を提案(H19.5)
骨太方針2007 - 政府からの検討要請
第1次勧告(基本方向を提示) 推進要綱(第1次) 骨太方針2008

事務・権限の仕分け(考え方の具体化)

【第1次勧告における仕分けの考え方】

次の分類ごとの考え方に沿って、国の出先機関の事務・権限を仕分け

- | | | | |
|-------|---------------------------|---|--|
| ・重複型 | 地方への一元化が基本 | ➡ | 廃止・民営化等 地方への移譲 本府省等への移管 引き続き国の 出先機関で処理 |
| ・分担型 | 現行の「区分け」の線引きを見直し | | |
| ・関与型 | 地方の自主性にゆだねることが基本 | | |
| ・国専担型 | 地方の総合行政の確立等に資するものは地方移譲が基本 | | |

(1) 事務・権限の仕分けの考え方の具体化

事務・権限の廃止・民営化等の検討
第1次勧告で取り上げた分野の取扱い

- ・道路・河川の具体的な移管等について、国と関係自治体の双方に強く要請するとともに、必要に応じ委員会もさらに検討
- ・移管に伴い必要となる人員と財源の確保について明確な考え方を速やかに示すことを政府に要請、関係自治体の積極的姿勢を期待

移譲対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化

- ・地方が関連する施策と合わせて実施することにメリットがあるか
- ・地域の実情に応じた創意工夫を発揮し得るか
- ・地域住民の利便性の向上が見込まれるか
- ・国と地方を通じた行政の簡素化・効率化に資するか

共通的な事務・権限の仕分けの方向

補助金交付事務 / 広報啓発・相談 / 国家試験 / 統計調査

(2) 事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置

- ・県域をまたがる広域的な事案に対応するため、他県に所在する事業者への立入検査等の権限の付与を検討
- ・災害等の緊急時に機動的に対応するための機能を集約した遊軍的な組織を設けることの検討

仕分けについて
各府省の見解を
求めた上で、
組織のあり方
について検討

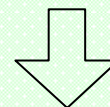
組織の見直しの方向

(1) 基本的考え方

- ・二重行政の問題なし 組織の存続を基本
- ・社会経済等の変化による業務の意義の低下等 (2)
- ・二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な機関 (2)

(2) 個別機関の廃止統合の検討

- 行政の簡素・効率化等の観点から組織の廃止を検討
- 二重行政の問題を解消する観点から組織の見直しを検討
 -) 出先機関の事務・権限がなくなるもの 組織の廃止
 -) 一部の事務・権限を存続させることとなるもの



例えば、以下の方針に沿って組織の廃止・整理を検討

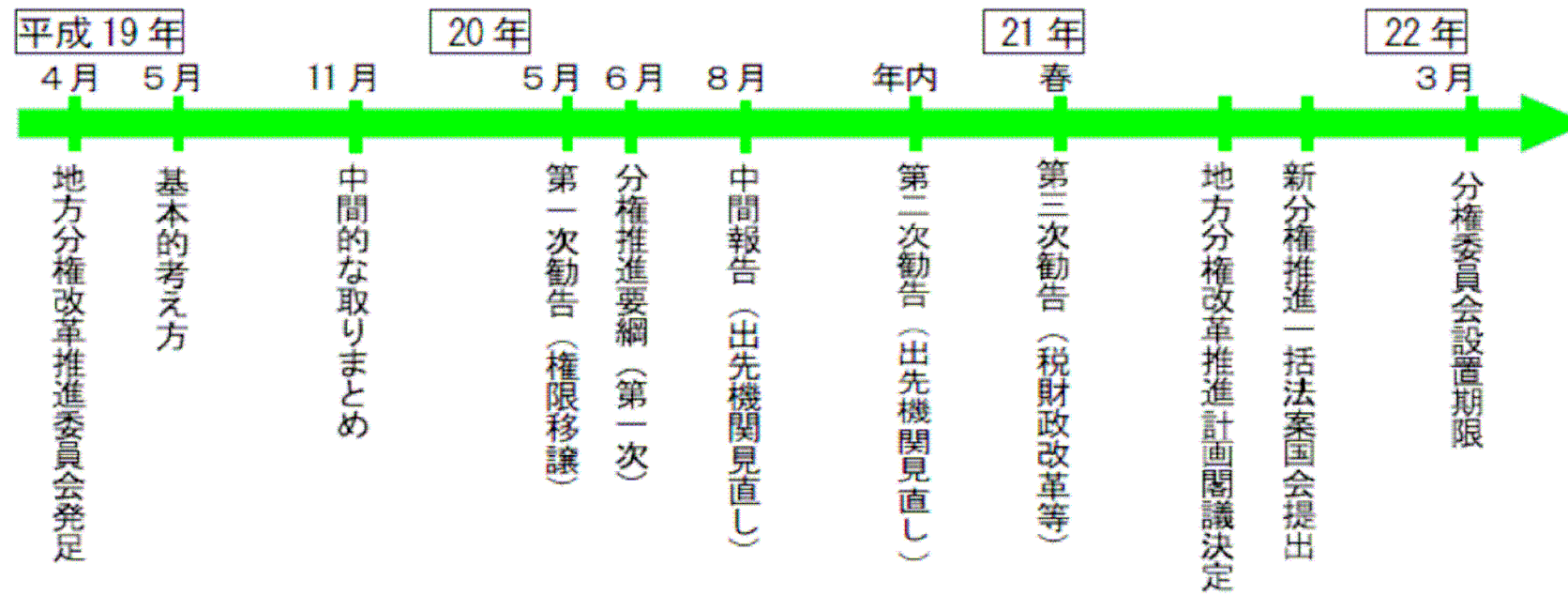
- 二重行政が問題とならない同一府省内の他の出先機関への吸収の検討
- 府省を超えた総合的な出先機関への集約化の検討
- 都道府県単位機関のブロック化の検討
- 二重行政の弊害是正策の検討

【組織の見直しに伴う人員・財源の取扱いの基本的考え方】

- ・仕事の地方への移譲に伴う人材や必要な財源の確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う人員の整理合理化
- ➡ 国から地方への職員の移行等の仕組みの検討

第二期地方分権改革の動向

1 全体スケジュール



2 平成20年スケジュール（地方分権改革推進委員会）

| 主な事項 | スケジュール 検討の方向性 | 平成20年 | | | |
|----------------------|--|--|-------------|-----------|----------------------|
| | | 1月 | 3月末 各省回答 | 春 一次勧告 | 夏 ～ 年末 二次勧告 |
| 法制的な仕組みの見直し | ・「中間的な取りまとめ」の「共通基準」に沿って義務付け・枠付けの廃止など抜本見直し | 全対象法律を照会 | | | 2次勧告 |
| 個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し等 | ・「中間的な取りまとめ」で指摘した方向性に沿って具体的な改革案を個別検討 ・補助対象財産の財産処分の弾力化 | 各府省の検討状況を調査 | 1次勧告 | | 2次勧告 |
| 国の出先機関の見直し | ・移譲可能な事務の地方自治体への移譲等による抜本改革を検討 | [論点整理] 各府省の見解を照会 | | [中間報告] | 2次勧告 |
| 税財政改革その他 | ・補助金、交付税、税源配分の見直しを一体的に検討 ・地方行政体制について検討 | | | | 必要に応じ【意見】 |
| その他の委員会活動 | | <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外にも、必要に応じ「意見」等を発出することがあり得る ・シンポジウムの開催、地方自治体関係者との密接な連絡・連携等 | | | |

(注) イメージであり、変更があり得る。

■ ……委員会の重点審議

(地方分権改革推進委員会 平成20年1月30日現在)